

『太平記演義』の底本と成立過程について

— 「太平記抜書」としての性質に着目して

李 忠 濤*

(e-mail : alphachino@hotmail.com)

< 목 차 >

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 1. はじめに — 『太平記演義』と岡島冠山について | 4. 『太平記演義』の成立過程と附箋 |
| 2. 『太平記演義』の底本 | 5. おわりに |
| 3. 上段「演義」の割注 | |

【キーワード】 太平記(Taiheiki)、太平記演義(Taiheiki-engi)、岡島冠山(Okajima Kanzan)、太平記抜書(Taiheiki-nukigaki)、太平記通俗(Taiheiki-tsuzoku)

1. はじめに — 『太平記演義』と岡島冠山について

近世日本における演義小説や白話小説の先駆けと言われている『太平記演義』¹⁾は、その書名が示すように、唐通事出身の岡嶋冠山が唐話学を白話小説の翻訳に活かして、『太平記』の白話訳を試みた作品である。

『太平記演義』の構成は上段が白話文による「太平記演義」、下段が漢字片仮名交じり文による「太平記通俗」という二段構成になっていることが特徴で、従来、『太平記』の演義小説化としてその特殊な翻訳営為を中心に考察されてきた反面、『太平記』の内容を抜粋した上で再編した『太平記演義』の特徴的な編纂形態と、『太平記』受容との関わりについてほとんど言及されて来なかった。

* 釜山外国語大学日本語創意融合学部 助教授。比較文学比較文化。

1) 岡島冠山(延宝2年<1674>~享保13年<1728>)編。守山祐弘序。五卷五冊。享保4年(1719)八月刊。京都松柏堂刊。『太平記』の巻一から巻九の「山崎攻事付久我暇合戦事」までをダイジェスト化して白話訳したもの。一面を上下に分け、上段が「太平記演義」(白話文)、下段が「太平記通俗」(漢字片仮名交じり文)で、それぞれ上三十回・下三十段からなっている。

特に、『太平記演義』が拠りどころとした『太平記』諸本の特定については、戦後間もない時期に上田美汀子(以下、上田)が、

『太平記演義』には中国の故事がない。(中略)これら中国の故事の含まれていない『太平記』を探して、得たものは『参考太平記』である。(中略)更にまた、『太平記演義』が諸本の異同を記す註も『参考太平記』をもととしていると思われ、「天正本」「北条家南都天正本」というのも、「参考本」中の記述のままに記したものであるらしい。²⁾

といい、今井弘濟・内藤貞顕編『参考太平記』³⁾を底本にしていると推定しているにも関わらず、その後の研究では奥村佳代子が、

岡島冠山がどの本に拠って『太平記』を翻訳したか。この問題は、翻訳文学として扱う場合には避けることのできない問題である。先行研究では上田氏ただ一人がこの問題を取り上げ、結論を導き出している。その他の先行研究では、上田氏以降の論考も含めて、底本については問題にもされていない。⁴⁾

と指摘している以外は、『太平記演義』の底本を流布本『太平記』のみに限定し、それと異なる内容の箇所を『演義』を執筆する際の冠山による創作と判断するなど、『太平記演義』の底本の確定には未だ研究の余地が残されていると言える。

本稿では、このような先行研究の状況を踏まえた上で、まず、『太平記演義』を執筆する際に冠山が取った『参考太平記』の利用方法について具体的に考察することによって、冠山が『参考太平記』を底本にして『演義』を編纂していることを明らかにしたいと思う。

-
- 2) 上田美汀子(1949)「岡島冠山と太平記 — 近世文学交流の先駆」『桃源』4巻2号、pp.56-57
- 3) 徳川光圀が『大日本史』の編集をなすにあたって、修史の助けとするために、『太平記』の異本を蒐集・対校してその異同を明らかにするために編纂したもの(元禄2年〈1689〉成立)。異本九部(今出川家本・島津家本・北条家本・金勝院本〈以上現在存否不明〉・南都本・今川家本・毛利家本・西源院本・天正本)と刊本、あわせて十本をもって参考校定し、諸資料(補任・系図の類、諸種の日記、願書・訴状の類、歴史・文学書の類、あわせて一〇四部)による厳密な校訂を施して、一々にこれを注記し、諸本の異同を明瞭にしている。なお、特長の一つとして流布本に記された中国故事を省略していることがあげられる。
- 4) 奥村佳代子(2003)「『太平記演義』の言葉 — 『太平記』翻訳に現れた白話観」『関西大学国文学会紀要』24、p.117.

2. 『太平記演義』の底本

『太平記演義』の底本の問題を最初に指摘した上田は、『参考太平記』を底本にした論拠として、『太平記演義』における中国故事の省略と上段「演義」の割注の内容が『参考太平記』によっていることを挙げている。それによれば上田氏は本文中において流布本『太平記』に見られる中国の故事が、『太平記演義』では省略されているという特徴に着目し、同様の特徴を持つ『太平記』諸本を調査した。その結果、辿り着いたのが『参考太平記』である。『参考太平記』は徳川光圀が『大日本史』の編集をなすにあたって、修史の助けとするために、『太平記』の異本を収集・対校してその異同を明らかにするために編纂したものである。該書では異本九部と刊本一部をもって参考校定しており、これに様々な資料による厳密な校訂を施して、それぞれを注記することで、諸本の異同を明瞭にしている。

『太平記演義』にも白話文である上段「演義」の第十三回の一箇所には諸本の異同を記した割注があるが、上田氏以前の研究では石崎又造氏が、この箇所に注目して北条家本・南都本・天正本といった諸本を直接参照した上で、記述していると判断し、冠山の努力が決して尋常なものではないと評価している。⁵⁾しかし、上田氏はこの割注は冠山が各々の諸本を直接確認したことを意味するのではなく、諸本の異同を記している『参考太平記』の注記に基づいた結果であると推定している。

ところが、その後、『参考太平記』を底本とすることの妥当性について更なる検証はほとんどなされておらず、一方で流布本『太平記』を底本と措定した上で、『太平記演義』と比較することにより、冠山がきわめて大胆な構成の改変を行っているとは断定する、次のような研究が登場している。

まず、瀧沼誠二は、

冠山は「原太平記」（引用者注：瀧沼氏は原太平記を「古典文学大系本」としている。）を演義化するにあたり、きわめて大幅な改編を試みている。⁶⁾

といい、冠山が流布本『太平記』を底本にしなから、構成の改編により『太平記演義』を創作していると主張している。

5) 『近世日本に於ける支那俗語文学史』（弘文堂書房、1941年10月）において、「演義」の割注に記された諸本に注目し、冠山が諸本を直接校訂したと判断している。

6) 瀧沼誠二(1972)『岡島冠山研究（三）―「太平記演義」の位相―』『国語国文研究』49号、pp.42-54.

一方、中村綾は、

冠山が『太平記』を白話訳する際、『太平記』にはない創作のストーリーによって改変がなされていることは、すでに潟沼誠二氏により指摘がある。『太平記』には膨大な諸本が存在し、更にそれ以外にも近世には様々な『太平記』ものが生み出されていることは周知のことであり、これらの改変が何らかの『太平記』諸本に基づく可能性も全く否定はできない。しかし、以下に挙げる「太平記演義」の創作箇所をはじめ、この作品には、中国白話小説と共通の会話や戦闘場面での細かいやりとり、詩詞韻文による描写といった特徴が顕著に見られることなどから、それらは、『太平記』の底本の問題ではなく、冠山が中国白話小説の知識を生かし、自らが白話小説仕立てに改変したことに由来するものと思われる。⁷⁾

といい、『太平記演義』に中国白話小説と共通する部分があることや戦闘場面での描写などが見られることから、冠山が中国白話小説の知識を生かし、『太平記』の内容を改変していると主張している。

しかしながら、改めて上田氏の研究に着目し、『太平記演義』の割注と『参考太平記』の関係を検証していくと、両者にはきわめて密接な関係があることがわかってくる。そこで、次に『太平記演義』の割注を中心として、冠山が『参考太平記』をどのように利用していったのかを検証していきたい。

3. 上段「演義」の割注

『太平記演義』では、図①のように上段「演義」の白話文に時折割注を施している。割注の内容は簡単な単語の説明など、読者の便宜のために冠山が付け加えた程度のものもある反面、『参考太平記』の注記を参照してそのまま書き写す形で作成したものもある。その一例が「太平記演義」本文冒頭部である。

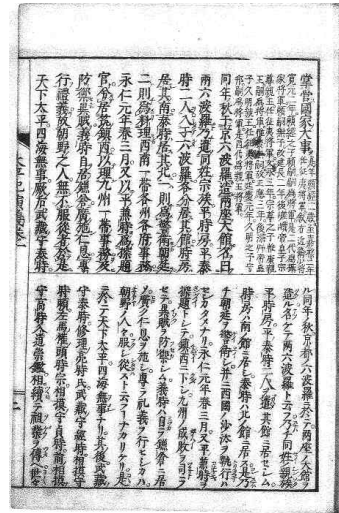
又且請^{シテ}①左大臣藤道家公之子頼経^ノ到^リ鎌倉^ニ。以襲^テ頼朝之遺業^ヲ。而復為^ス征夷將軍^ト。義時^ノ為^シ其輔佐^ト。而掌^ス營國家大事^ヲ。(割注：②是年頼経二歳。③

7) 中村綾(2008)「『太平記演義』における冠山の訳解態度をめぐって」『江戸文学』38号、pp.72-73.

至嘉禄二年任征夷將軍。叙右近衛少將寛元二年。頼経之子頼嗣。嗣為將軍。是二代為攝家將軍。頼嗣無子。故建長二年。後嵯峨帝皇子宗尊親王。任征夷將軍。文永三年。宗尊之子惟康親王。嗣為將軍。惟康無嗣。故正応三年。後深草帝皇子久明親王。任征夷將軍。延慶元年。久明之子守邦。嗣為將軍。是四代為親王將軍。) 8)

そして、その基になった『参考太平記』の記述が次である。

承久以来、儲王攝家ノ間ニ、理世安民ノ器ニ相当り給ヘル貴族ヲ一人鎌倉ヘ申下シ奉リテ、征夷將軍ト仰テ。武臣皆拜趨ノ礼ヲ事トス（割注：按二東鑑、保曆間記一、①左大臣藤道家公男頼経、承久元年入二鎌倉一、②時年二歳、依二頼朝後室平政子請一也、③嘉禄二年任二征夷將軍一、叙右近衛少將一、頼経男頼嗣、寛元二年、嗣為將軍一、是二代為攝家將軍一、建長四年、後嵯峨帝皇子宗尊親王任二征夷將軍一、宗尊子惟康親王、文永三年、嗣任將軍一、正応三年、後深草帝皇子久明親王任二征夷將軍一、入鎌倉一、延慶元年、久明親王子守邦、嗣任將軍一、是四代為親王將軍一、) 9)



図① 上段「演義」の割注の例

双方で対応関係にある箇所はそれぞれ傍線部①から③に示している。これを見ると、冒頭の傍線①の内容だけは『太平記演義』において本文中に組み込まれているが、こうした例は『太平記演義』の全体にわたって見られる。

ちなみに、このような上段「演義」の割注は『太平記演義』全体において十五箇所に確認され

8) 「太平記演義」本文冒頭部の上段「演義」の割注(以下、『太平記演義』の引用は東京大学総合図書館南葵文庫蔵による。)

9) 『参考太平記』巻一「後醍醐天皇御治世附武家繁昌事」(以下、『参考太平記』の引用は東京大学総合図書館南葵文庫蔵による。)

る。これらはすべて上段の「演義」に付されており、その内容は単語の意味の説明の他に、『参考太平記』の割注を参考にしたものも見られる。下段の「通俗」にはこれらの割注は存在せず、上段の割注の内容が下段の通俗文に反映されている例も確認されない。すると、これらは通俗文の成立とは別に、上段「演義」の作成に当たって必要により追加されたものと思われる。本書で割注が付されている箇所の一覧を示したものが次の表1である。

箇所	内容
本文冒頭部	①而掌 ^ス 国家大事 ^ヲ 。(割注：是年頼経二歳。至嘉禄二年任征夷將軍。(中略)久明之子守邦。嗣為將軍。是四代為親王將軍。)
	②前相模守高時入道崇鑑(割注：剃髮者謂 ^ニ 入道 ^ト 若 ^ニ 華 ^ノ 之謂 ^ニ 光頭 ^ト)
一回	①三位殿局娘 ^ト 。(割注：吾朝廷多有 ^ニ 局娘 ^ト 者 ^ト 。常在 ^ニ 帝前 ^ト 使喚 ^ス)
	②共生 ^ニ 十六位 ^ト 。(割注：別本十六位作 ^ニ 二六位 ^ト 皇子十八位公主十八位通共三十六位未 ^レ 知孰是)
	③春宮(割注：持明院乃後伏見帝皇子量仁親王也)
四回	①即行 ^ニ 供養正事 ^ト 。(割注：吾邦古今有 ^下 官造 ^ニ 寺場 ^ト 。工畢上設 ^ニ 大法事 ^ト 。以 ^テ 齋 ^中 滿山大衆 ^上 。是謂 ^ニ 供養 ^ト 。有 ^ニ 許多規模 ^ト 。但不 ^レ 可 ^ニ 殫 ^ク
	②自 ^リ 此山門 ^ト (割注：比叡山為 ^ニ 山門 ^ト)
八回	①遂 ^ニ 点 ^ニ 洛陽四十八所烽火台 ^ト (割注：兵馬)→割注の形を取っているが、本文の一部。
	②時有 ^ニ 門徒 ^ト (割注：一向宗之僧稱為 ^ニ 門徒 ^ト 也)
十二回	①楠七郎正氏。和田五郎正遠 ^ト 。(割注：正成本姓和田。因 ^下 庄上後園多植 ^ニ 楠樹 ^ト 。且甚愛 ^上 之。故人皆口順稱 ^ニ 楠正成 ^ト 。自 ^リ 此取以為 ^レ 姓然弟五郎正遠。依 ^レ 旧用 ^ニ 本姓 ^ト 為 ^ニ 和田氏 ^ト)
	②天救 ^レ 我耶。遂又飛奔脱 ^ニ 了虎口 ^ト 。(割注：本書曰。當時正成。帶 ^ニ 一本觀音經 ^ト 在 ^ニ 身畔 ^ト 。故菩薩代 ^ニ 其身 ^ト 。被 ^レ 射 ^ニ 中一心稱名 ^ニ 二句偈

	テ フト ヲ ^い ノ ^レ 可 ^ニ 全信 ^セ 。故且 ^レ 不 ^レ 載 ^セ 之也。)
十八回	① (割注：多門兵衛) 正成。→割注が前にある。
三十回	① 乃以名越尾張守 ^ヲ 為 ^シ 大將 ^ト 。(割注：按尾張守名高家。乃遠江守貞家之子。而時政第八八世孫也)
	② 直如 ^ク 是再 ^ニ 三催 ^ス 遣 ^ハ 者。実為 ^レ 可 ^ク 恨 ^ム 耳。(割注：此一段乃依 ^ル 北条家南都天正本中所 ^レ 載故与 ^ニ 本書 ^ニ 可 ^ク 異 ^ル 焉)
	③ 且公既与 ^ニ 赤橋相州家 ^ニ 結 ^ス 親。(割注：赤橋名宗時。乃越後守久時之子而時政第七世孫也)

表1. 上段「演義」の割注

これによると、三十回全体の割注を合わせても十五箇所に過ぎないことから、冠山が作品構想の段階から、この割注を念頭において『太平記』を白話訳したとは考えにくいと言える。つまり、この割注は下段「通俗」から上段「演義」に白話訳する際に、内容を補足・説明する必要に応じて付け加えられたということが考えられる。よって、上田氏が指摘したように、この「演義」の割注のみを論拠として、『参考太平記』を底本にしたと断定することは難しいと思われる。

しかし、『太平記演義』の本文の内容をより詳しく検討すると、上段「演義」の割注とは関係なく、既に上下段双方の本文の中に『参考太平記』の割注や文末注記の内容が盛り込まれていることが分かる。

㊤ 扨又相模守高時ハ。資朝俊基等カ。陰謀アル由ヲ聞出シ。則長崎四郎左衛門泰光。南条次郎左衛門宗直ニ仰セテ。資朝等兩人ヲ捉^トハシム。兩将仰ヲ承リ。即日鎌倉ヲ立テ。不日ニ都ニ至リ。資朝俊基兩人ヲ捉^トケリ。此人々。我身ノ陰謀ハ。未タ露^{アラ}レサルトばかり心得テ。何ノ用意モナカリシユヘ。俄ニ捉^ラハレテ。家内ノ老少。寄ルヘキ所モアラスシテ。東西ニ逃^{ニケマヨ}迷^トヒ。最^トアハレノアリサマナリ。㊦長崎氏等兩将。乃チ資朝俊基ヲ具足シテ。鎌倉ヘ下着ス。㊧工藤次郎左衛門高景。高時カ仰ニ因テ。資朝俊基ニ問ケルハ。毎度無礼講ト云コトヲ行ハレテ。何事ヤラン。穩密ニ議シ玉フハ。如何ナル御存念ニテ候フゾ。真直ニ語リ玉ヘ。俊基答テ曰ク。無礼講トヤランハ。我々未タ

承^{スハイ}及^{アヒモヨフ}ス只^{モンジクハイ}数^{ゲン}輩^{エハフイン}相^{コウダシ}催^コシテ。文^{コレ}字^{ワレ}会^{ワレ}ヲナシ。玄^{コレ}慧^{ワレ}法^{ワレ}印^{ワレ}ニ講^{ワレ}談^{ワレ}ヲ致^{ワレ}サセ候^{ワレ}フ。是^{ワレ}ハ我^{ワレ}々^{ワレ}ガ
 本^{ホン}等^{トウ}ノ職^{シヨク}分^{ブン}ナレハ。已^{ヤム}コトヲエサルナリ。今^{ステ}已^{ザンシヤ}ニ讒^{トガ}者^{ガイ}有^{ハカ}テ。辜^{コト}ナキ者^{ハカ}ヲ害^{コト}セント謀^{ワレ}ル。願^{ワレ}
 ハ足^{ゴヘン}下^{サツ}コレヲ察^{チンジ}シ候^{ワレ}ヘト抵^{ワレ}頼^{ワレ}ラレケレハ。10)

この場面は『太平記演義』の「通俗文」第三段の「頼貞国長忠節に死す事」の一部分で、後醍醐天皇の倒幕計画が鎌倉幕府に露見し、家臣の日野資朝と日野俊基が捕らえられ、北条高時の命令によって、尋問を受ける場面である。この場面に対応する『参考太平記』の本文が次である。

①土岐・多治見討レテ後、資朝俊基ノ隠謀次第ニ隠ナカリケレハ、東使長崎四郎左衛門泰光、南条次郎左衛門宗直二人上洛シテ、五月十日資朝俊基兩人ヲ召取奉ル、土岐カ討レシ時、生虜ノ者一人モナカリシカハ、白状ハヨモアラシ、サリトモ我等カ事ハ顕ハレント、墓ナキ憑ニ油断シテ、曾テ其用意モ無リケレハ、妻子東西ニ逃迷ヒテ、身ヲ隠サンスルニ処ナク、財宝ハ大路ニ引散サレテ、馬蹄ノ塵ト成ニケリ。②彼資朝卿ハ、日野ノ一門ニテ、職大理ヲ経、官中納言ニ至リシカハ、君ノ御覺モ他ニ異ニシテ、家ノ繁昌時ヲ得タリキ、俊基朝臣ハ身儒雅ノ下ヨリ出テ、望勲業ノ上ニ達セシカハ、同官モ肥馬ノ塵ヲ望ミ、長者モ殘盃ノ冷ニ従フ。宜哉、不義而富且貴、於レ我如ニ浮雲ニ。ト云ル事、是孔子ノ善言、魯論ニ記スル処ナレハ、ナシカハ違フヘキ、夢ノ中ニ楽尽テ、眼前ノ悲云ニ来レリ、彼ヲ見是ヲ聞ル人毎ニ、盛者必衰ノ理ヲ、シラテモ袖ヲシホリエス、同二十七日、東使兩人、③資朝俊基ヲ具足シ奉リテ、鎌倉へ下着ス、此人々ハ殊更謀叛ノ張本ナレハ、臆テ誅セラレスト覺シカ共、俱ニ朝廷ノ近臣トシテ、才覺優長ノ人タリシカハ、世ノ讒、君ノ御憤ヲ憚リテ、嗷問ノ沙汰ニモ及ハス、只尋常ノ放シ囚人ノ如クニテ、侍所ニソ預置レケル、

10) 『太平記演義』（下段「太平記通俗」）第三段「頼貞国長死_(ス)忠節_(ニ)事」

○島津家本云、兩使鎌倉へ下著シテ、京都ニテ尋聞シ事トモ、取沙汰セシ次第ヲ、一々ニ註進ス、相模入道眉ヲ開テ、此上ハ何事カ有ヘキトテ、資朝俊基ヲハ、長崎カ宿ニソ預置レケル、其次日、◎1 工藤次郎左衛門尉高景ヲ以テ、当家追討ノ陰謀、此間ノ行跡トモ、無礼講行ハレシ事ナト、一々ニ尋問ケリ、俊基進テ返事セラレケルハ、先隱謀ノ企、雲客朝廷ノ身ト云テ、其器ニ当ラス、サレハ中々陳謝スルニ是非有ヘシ、宜シク賢察ヲ以テ討ラレンニ、何ノ疑有ヘキ、◎2 次ニ無礼講ノ事、是又名サヘ珍敷コソ承候ヘ、我等カ家業ナレハ、北小路ノ玄慧ヲ招テ、朝廷ノ暇日ニ文礼講ト云事ヲ始タリシ、若其事ニヤ、讒口真ヲ乱ル時、忠臣義ヲ失ト云事、誠ニコソ候ヘトテ、涙ヲ推拭ヒ給シカハ、工藤モ実モト領納シテ立帰り、此由ヲ相模入道ニ具ニ申ケレハ、其謂レ有トヤ思ヒケン、少理ニ服スル上、此人々ハ俱ニ朝廷ノ近臣、才学優長ノ人ナリケレハ、拷問ニ及ハス、放シ囚人ノ様ニテ、侍所ニ預ク、云々、11)

両者で共通する内容は、傍線部④および⑤である。しかしながら、『太平記演義』における傍線部③の箇所、すなわち、資朝、俊基が無礼講について尋問を受ける内容は、『参考太平記』本文には存在しない。また、逆に『参考太平記』本文の傍線部⑥の箇所、すなわち、資朝、俊基両人の栄華と没落を語った内容は『太平記演義』には見られない。

したがって、この両者を比較すると、一見相当な改変が行われているように見える。しかし、『参考太平記』の本文の後に付された文末注記を確認すると、『太平記演義』のみに存在するかに見えた傍線部③の箇所は、注釈11の⑥の傍線部③ 1 および③ 2 の内容を反映したものと判断される。もっとも、この文末注記の内容は注釈11の⑥の波線部が示すように、『太平記』の島津家本を参照したものである。すると、冠山が『参考太平記』ではなく、直接島津家本を参照した可能性も否定はできない。ただし、この島津家本は『参考太平記』編纂時には、すでに失われており、実際には流布本『太平記』と比較して異なる部分だけを抜書した島津家本の「太平記抜書」によって編纂が行われたとも言われている。このことから、やはり冠山が容易に島津家本もしくはその抜書を直接閲覧できたとは考えにくいと言え、冠山が『参考太平記』の注記から引用した可能性が高いと考えられる。

そして、このような冠山による『参考太平記』の注記の利用は文章単位のみならず、より細かい単

11) 『参考太平記』巻一「資朝俊基被捕下向関東附御告文事」

位でも見られる。

A. 「太平記通俗」五段「高時再捕_二俊基_一事」

承久ノ合戦ノ時。按察使光親。院宣ヲ書タル故ニ因テ。北条家ノ為ニ捉ハレ。乃チ
此菊川ニ於テ斬レシ時。光親死ニ臨テ作タル。六言四句等。ノ故事共ヲ思ヒ出シテ。
泪ヲ流シケレハ。

B. 「太平記演義」五回「高時再捕_二俊基_一」

北条家合戦時。按察使光親。領_二了帝命_一書_二密詔_一。因_レ此被_二北条家_一捉
去。就_二此菊河_一見_レ斬。光親臨_レ死発_レ感。写_二了六言四句_一等故事。

C. 『参考太平記』卷二「俊基朝臣再下_二向関東_一事」

承久ノ合戦ノ時、院宣書タリシ咎(トカ)ニ因テ、光親卿(割注：按_二東鑑_一、承久
シハ院宣_一者、按察使光親也、然於_二菊川_一書_二四句_一者、中御門中納言宗行也、非
ニ光親_一也、今取_二兩事_一以為_二光親一人_一誤也、按光親藤光雅子、宗行藤行隆子
也、) 関東へ召下サレシカ、此宿ニテ誅セラレシ時、

ここでは、承久の乱の際に処刑された藤原光親のことについて言及しているのであるが、『太平記演義』では「通俗」「演義」ともに按察使光親と表記している。一方、『参考太平記』本文は単に光親卿と表記しており、違いが見られる。しかし、割注では「按察使光親」と『太平記演義』と同様に表記しており、冠山はこの割注を参考にした可能性が考えられる。

このような割注の利用は次の例でも確認できる。

A. 「太平記通俗」二十四段「船上山起_二王師_一事」

五千余騎勢。今ハ僅ニ千騎計ニナリテゾ逃回ケル。

B. 「太平記演義」二十四回「船上山起^ニ王師^ヲ」

東兵五千余騎。今只有^テ一^ニ千余騎^ニ。逃^レ命^ヲ回^ル京^ニ。

C. 『参考太平記』巻八「麻耶酒部瀬河合戦事」

向フ時①七千余騎ト聞ヘシ、(七千、②金勝院本作^ニ五千^ニ、為^レ得^ル、本文及今出川家、今川家、毛利家、西源院、天正本、此上云寄手五千、而諸本今作^ニ七千^ニ、^ト相齟齬^ス)

これは船上山の戦いで幕府軍が官軍に破れる場面であるが、『太平記演義』では元々の幕府方の軍勢を五千余騎と表現している。しかし、『参考太平記』本文は七千余騎としており、ここにも違いが見られる。しかし、『参考太平記』の割注はこの七千という数字に疑問を呈しており、②のように「金勝院本では五千、さらに今出川家本、今川家本、毛利家本、西源院本、天正本のいずれも、五千としているにもかかわらず、現在の諸本では七千としており、齟齬がみられると指摘している。つまり、冠山は何らかの判断によって『参考太平記』の割注の説を参考にしていると言える。そして、このような『参考太平記』の注記による改変は『太平記演義』の「人名・地名・日付・兵士の数」において、広範にわたって確認できる。

4. 『太平記演義』の成立過程と附箋

次に、白話と通俗文の上下二段構成になっている『太平記演義』について、ほとんどの先行研究ではまず流布本『太平記』から上段の「演義」へと白話訳され、次いで「演義」から下段の「通俗」へと日本語訳されたと認識されてきたが、そこには明確な根拠の提示がないまま現在に至っているというのが実情である。

これに対して唯一、意見を提示しているのが次の中村氏の先行研究です。

「太平記演義」では『太平記』から離れた展開を見せた場面が、日本語訳では、再び『太平記』の展開に戻ることも少なくない。また、日本語訳の表現は、「太平記演義」を忠実に訳している箇所と、『太平記』の記述をそのまま受け継いでいる箇所との両

方があることも判明する。12)

中村氏は「演義」においては『太平記』から離れた展開を見せた場面が、日本語訳の「通俗」では『太平記』の記述をそのまま受け継いでいる箇所が多いということで、これは「演義」から「通俗」へ翻訳する際に、再び流布本『太平記』を参照してその展開に戻っていると指摘している。

しかしながら、諸本の修正箇所を中心に本文を検討すると、むしろ先に『参考太平記』を日本語文として抜書きすることで「通俗」が成立し、その後に「通俗」から「演義」へと白話訳されたと解釈するのが適当であると考えられる。

『太平記演義』の最終的な目的はその題名からも分かるように、下段の「通俗」ではなく、上段の「演義」を白話文として示すことであったと思われるが、ここに「通俗」という日本語訳が付け加えられている理由は何なのであろう。この疑問に対する仮説として、ここでは「通俗」が『太平記』を抜粋してダイジェスト化した「太平記抜書」の一種であり、そこから白話訳がなされた結果が「演義」であるということを示唆したいと思う。

『太平記』は全四十巻の大部からなり、中世から近世にかけて、「抜書」や「抜萃」といったものが、少なからず存在していた。加美宏氏によると、多種多様な「抜書」類をその特質によって分類すると次の五系統があるという。

① 「全巻のダイジェスト版抜書」

蓬左文庫蔵『太平記抜書』、島原松平文庫蔵『太平記抜書』、高橋貞一氏蔵『太平記抜書』、小浜市立図書館蔵『太平記評判』第三十冊『太平記抜書』
(作品のディテールの叙述・具象的な描写、作品の展開に直接には関わらない挿入的な記事・説話の類、作者の主観・思想などが直接的に表白されている部分はほとんどすべて省略している。)

② 「キリシタン版抜書」

天理図書館蔵『太平記抜書』(流布本『太平記』全三三十八章の中から、一四八章を抽出して、六巻六冊に編集したもの。日本の言葉と歴史とを学ぶためのテキストであった。)

12) 前掲、中村綾「『太平記演義』における冠山の訳解態度をめぐって」

③ 「島津家本の異本抜書」

内閣文庫蔵『太平記補闕』、天理図書館蔵『太平記抜書』、神宮文庫蔵『太平記抜粹』、東大史料編纂所蔵『異本太平記纂』（島津家本は、特に旧体を存する異本の一つとして『参考太平記』に引かれているものであるが、いま所在不明である。

『参考太平記』が島津家本の特異としてあげたものが、『太平記抜書』の類に拠ったものであり、島津家本そのものに拠ったのではないとされている。）

④ 「『太平記』巻二の「南都北嶺行幸事」ほか二章の抜書」

元応寺に関わりのあったらしい源英なる人物が、その先師恵鎮を追慕、敬信せんがために、『太平記』の中で、特に恵鎮の高徳・奇特を賛歎している、巻二の一部分を書き抜いたもの。

⑤ 『「太平記」巻二十の結城宗広関係二章の抜書』

南朝の忠臣として著門する宗広と、光明寺の再興者とされる恵観とを結びつけた寺伝が形成されると相応ずる形で、後代の当寺関係者が、『太平記』中の宗広の動きとその死を述べた部分を書き抜いて一卷の書としたもの。¹³⁾

それは、大部の『太平記』の梗概を記した①の「全巻のダイジェスト版抜書」、日本語の教育のために作られた②の「キリシタン版抜書」、流布本『太平記』との異同を記した③の「島津家本の異本抜書」、それから必要に応じて『太平記』の一節を抜粹した④と⑤のような系統である。

『太平記演義』の場合、『太平記』の巻一から巻九の「山崎^{セリ}攻事付久我^{クガナハテ}暇合戦^ノ事」の尊氏が朝廷の綸旨を賜るくだりまでの内容を、順次に抜粹していることから、「太平記抜書」の一種と見ることもできるのではないか。『太平記』の内容をダイジェスト化していることは①の性質を、中国語の白話文の学習者のために作られたことは、②の「キリシタン版抜書」と同様の性質を備えていると思われる。

では、『太平記演義』はどのように『参考太平記』を抜粹しながら物語を構成しているのだろうか。

A. 『参考太平記』巻二「後醍醐天皇臨幸依レ非二実事一山門変議附両門主

13) 加美宏(1985)「『太平記抜書』の類ノート」『太平記享受史論考』所収、桜楓社、pp.278-312.

没落師賢下山事（割注：此段除二紀信事一）

山門ノ大衆、辛崎ノ合戦ニ打勝テ、事始ヨシト悦合ル事斜ナラス、爰ニ西塔ヲ皇居ニ定ラル条、本院面目ナキニ似タリ、（中略）早く臨幸ヲ本院ヘナシ奉ルヘシト、西塔院ヘ触送ル、西塔ノ衆徒理ニオレテ、仙躡ヒツ ウナカヲ促サン為ニ皇居ニ参列ス、折節ミヤマ深山ヲロシ烈ハツクシテ、御簾ヲ吹上タルヨリ、竜顔ヲ拜シ奉リタレハ、主上ニテハオハシマサス、①尹大納言師賢、天子ノ袞衣コンヘヲ着シ給ヘルニテソ有ケル、大衆是ヲ見テ、コハ如何ナル天狗ノ所行ソヤト興ヲ醒ス、其後ヨリハ、参ル大衆一人モナシ、角テハ山門、如何ナル野心ヲカ存セスラント覺ケレハ、其夜ノ夜半許ニ、尹大納言師賢、四条中納言隆資、二条中将為明（割注：金勝院本、作_二為冬_一、北条家、南都本、載_二中院左少弁定平_一、按_二師賢登山段_一、諸本以_二定平_一、為_二左中将_一、或作_二左少将_一、今為_二左少弁_一者恐非也、弁官補任、元弘元年無_二定平_一）、忍テ山門ヲ落テ、笠置ノ石室ヘ参ラル、去程ニ浄林房阿闍梨豪誉ハ、元ヨリ武家ヘ心ヲ寄シカハ、大塔宮ノ執事安居院中納言法印澄俊ヲ生捕テ（割注省略）六波羅ヘ是ヲ出ス、

B. 「太平記通俗」九段

去程ニ山門ノ衆徒共ハ。大ニ勝利ヲ得テ。尽皆勢ヒサカンニシテ。一図ニ尹大納言ヲハ。真天子ト思ヒ。相悦テ東夷ヲ滅ントゾ誓ケル。此ニ因テ一山ノ衆徒評議シテ云ヤウ。主上今次西塔釈迦堂ヲ皇居トシ玉フコト。古例ニ相反ナリ。（中略）一山衆徒右ノ趣ヲ奏聞シテ。皇居ヲ東塔本院ニ移セ玉ハ、宜カルヘシト。再三申ケレハ。尹大納言異儀ニ及カタク。乃又御車ニ乗テ。東塔ヘ移来ル。巳ニ半途ニ至テ。深山ヲロシ烈シテ。御簾ヲ吹上ケリ。此時衆徒共。玉顔ヲ拜シ奉ルニ。真ノ帝ニテハオハシマサス。①尹大納言師賢。天子ノ御衣ヲ着シタルニテオアリケル。大衆共大ニ驚テ曰。御興ノ内ニ坐シタルハ。分明ニ尹大納言ナリ。真天子ニアラス。コハ如何ナル魔君ノ所行ゾヤト。

各興ヲサマシテ散去ケリ。尹大納言此ヤウスヲ見テ心ノ内ニ變アランコトヲ恐レ。是夜三
 更ノ時分ニ四条中納言隆資。二条中將為明。中院左中將貞平等ト一所ニ。悄悄ニ山
 門ヲ偷出。笠置ノ石室ヘ来テ。天子ニ從奉ル。②去程ニ山門。大衆ハ。俄ニ望ヲ失
 ヒ。十方ニクレタル計ナリ。爰ニ又上林房阿闍梨豪譽ハ。元來武家ニ心ヲ寄テ。高時カ
 心腹ノ者ナル故。③此節大衆共ガ。十方ニクレタル便ニ乗シテ。大塔宮ノ執事。
 安居院中納言法印澄俊ヲ生捕テ。六波羅ヘ引出ス。

C. 「太平記演義」九回

再説山門僧衆。大獲全勝。尽皆面色昂昂。意氣揚揚。乃認_チ假天子尹大納
 言。為_{シテ}真天子後醍醐帝。便欣然大喜。誓欲討_ト東夷。因衆僧商議曰。今天
 子以_テ西塔积迦堂。為_{シテ}皇居者。於_レ例相反。(中略)一山僧衆。請_テ假天子。
 移_{シム}皇居於東塔本院。①假天子。不_レ敢_テ從。仍坐_ニ鑾輿。即移_テ奉_ニ東塔。
 比_レ及_リ到_{ルニ}了半路。山風驟起。吹_ニ開_ル輿簾。衆僧視_レ之。只見尹大納言。穿_テ御
 袍。坐_ニ干輿中。衆僧大驚曰。輿中坐者。分明尹大納言。而不_レ是_ニ真天子也。
 是何_ノ魔君。如_ク此作_{シテ}怪。扇惑我衆心。遂都掃_シ輿棄_リ駕_テ而去了尹大納言。見_テ衆
 僧離散。自_ラ必_ズ有_ル相_ノ叛。故是夜三更。即同_ニ四条中納言隆資。二条中將為
 明。中院左中將貞平等悄悄偷_ニ出_ル山門。来_ニ到_ル笠置石室。仍從_ニ天子。②於_レ
 是山門僧衆。俄然失_レ望。人人心慢。個個意迷。因被_ニ高時心腹僧。上林房阿闍
 梨豪譽。③乘_{シテ}勢促_ニ了_ル大塔宮職事僧。安居院中納言法印澄俊。即日解_テ到_ル六波
 羅。

この場面は後醍醐天皇の比叡山臨幸の際に、天皇の身の危険を案じた尹大納言師賢が天皇の身代わりとなったという内容である。

「太平記通俗」は『参考太平記』の内容を順次に抜書しており、傍線部①の箇所注目すると、Aの『参考太平記』の傍線部「コハ如何ナル天狗ノ所行ソヤ」の部分、Bの「通俗」では「コハ如何ナル魔君ノ所行ゾヤト」と、「天狗」を「魔君」という白話語彙に置き換えた上で、その他の箇所は『参考太平記』の表現をほぼそのまま受け継いでいる。ここには「太平記通俗」が『参考太平記』を直接参照した可能性が強く伺われる。そして、それをCの「演義」ではその内容が「是れ何れの魔君、此くの如く怪を作して、我が衆心を扇惑すや」と白話訳している。つまり、「通俗」は『参考太平記』を下敷きとしながら、白話語彙を取り入れるなど、白話訳である「演義」の前段階であるとも推測される。

またB「太平記通俗」の②と③は、一見『参考太平記』の内容には存在しない改変のように見えるが、その内容を解釈してみると、②と③は傍線部①で言及される天皇の偽者を見て、失望する大衆の様子を繰り返して述べているものであることが分かる。

また、『参考太平記』から「通俗」、そして「演義」へと至る過程は次の例によってより明確になる。

『参考太平記』卷七	<p>①今ヤ今ヤト相待処ニ、一日有テ令旨ヲ捧テ来レリ。開テ是ヲ見ルニ、令旨ニアラテ、<u>綸旨ノ文章ニ書レタリ。其詞云、被_レ綸言_ニ稱、敷_レ化理_ニ万国_ノ者、明君徳也、撥_レ乱鎮_ニ四海_ノ者、武臣節也、頃年之際、高時法師一類、蔑_レ如朝憲_ニ、恣振_ニ逆威_ニ、積悪之至、天誅已顕焉、爰為_レ休_ニ累年之宸襟_ニ、將_レ起_ニ一挙之義兵_ニ、叡感尤深、抽賞何浅、早運_ニ関東征罰策_ニ、可_レ致_ニ天下静謐之功_ニ、者綸旨如此、仍執達如_レ件、元弘三年二月十一日左少将新田小太郎殿綸旨ノ文章、家ノ眉目ニ備フヘキ綸言ナレハ、義貞不斜ナラス悦テ、</u></p> <p>②其翌日ヨリ虚病シテ、急キ本国ヘソ下ラレケル、宗徒ノ軍ヲモシツヘキ勢トモハ、兎ニ角ニ事ヲヨセテ国々ヘ帰リス、兵粮運送ノ道絶テ、千劍破ノ寄手以外ニ氣ヲ失ヘル由聞ヘケレハ、又六波羅ヨリ宇都宮ヲソ下サレケル、</p>
-----------	--

<p>「太平記通俗」二十二段</p>	<p>①義貞令旨ヲ得テ。之ヲ開テ見玉フニ。令旨ニハアラスシテ。綸旨ノ文章ニ書レタリ。其詞ニ云。被_レ綸言_一稱。敷_レ化理_一万国_一者。明君徳也。撥_レ乱鎮_一四海_一者。武臣節也。頃年之際。高時法師一類。蔑_二如朝憲_一。恣振_一逆威_一。積悪之至。天誅已顕焉。爰為_レ休_一累年之宸襟_一。將_{スレ}起_一一挙之義兵_一。叡感尤深。抽賞何淺。早運_一関東征罰策_一。可_レ致_一天下静謐之功_一。者綸旨如此。仍執達如_レ件。元弘三年二月十一日左少將新田小太郎殿綸旨文章。家眉目ニ備ツベキ綸言ナレハ。義貞斜ラズ悦テ。</p> <p>②其次日虚病シテ。遂ニ本国ヘヅ回ラレケル。去程ニ味方八十万大軍。千劍破城ヲ得落サズ。反テ兵糧ヲ奪ハレテ。以外利ヲ失タル由。両六波羅ヘ聞ヘシカハ。宜ク援兵ヲ遣スベシトテ。又宇都宮公綱ヲゾ下サレケル</p>
<p>「太平記演義」二十二回</p>	<p>①義貞得_レ了令旨_一。不_レ勝_一欣躍_一。</p> <p>②遂重賞_一其十一名野兵_一。賽発回去了。義貞不_二敢久留_一。次日并_レ病回_レ郷。却説六波羅兩館代。聞_下知八十万軍。攻_二不下千劍破城池_一。反被_レ奪_レ糧而失_上利。便大驚恐。遂又撥_二宇都宮公綱_一。前_二往千劍破_一相援。公綱領_レ命。率_二紀青兩党兵七千余騎_一。刻日起_レ行。直投_二千劍破_一進發。公綱此去不_レ知怎生攻_レ城。且聽_二下回分解_一。</p>

表2. 『参考』から「通俗」、「通俗」から「演義」への成立過程

この表2の場面は北条氏からの求めによりやむを得ず金剛山に向かっていた新田義貞に天皇からの綸旨が届いたことにより本国に帰るという内容である。この箇所に限っては「太平記通俗」は『参考太平記』の内容を綸旨の文章までを含めて、ほぼそのまま写してい

るが、「演義」では論旨の内容は省略している。これは冠山が『参考太平記』の内容に則って「通俗」を作成した後、そこから論旨の内容を省略して、「演義」を著わしたことを示すものと考えられる。

それから、『太平記演義』の成立過程において注目されるのは、何度にもわたって附箋による訂正が繰り返されていることである。これは冠山が本書の推敲に強い熱意を持って望んでいたことを想像させるもので、次の表3のAの近衛典子氏・福田安典氏らの研究によると、『太平記演義』は一度刷られた後、入れ木や附箋による訂正がなされていて、愛媛県立図書館本と内閣文庫本、京都大学本を比べてみると、三本ともに当初は同じ箇所と同様の附箋訂正がなされていたであろうと指摘されている。

A	福田安典「岡島冠山『太平記演義』について — 愛媛県立図書館本を中心として — 」(前掲、「日本近世期における中国白話小説受容についての基礎研究」)	①初版初刷り本(冠山の初案) ↓ ②二刷り本(入れ木訂正)(第二案) ↓ 内閣文庫本、京大本(附箋箇所及び内容が愛媛本とほぼ一致) ↓ ③附箋訂正本(最終案。愛媛県立図書館本)
B	追加調査結果を反映した『太平記演義』の成立過程	①初版初刷り本(冠山の初案) ↓ ①A 東大本(附箋が貼られていないので、初版初刷りに近い。) ↓ ②二刷り本(入れ木訂正)(第二案) ↓ ②A 竜谷大本 (②B以前と見られる附箋による修正が存在) ②B 内閣文庫本、京大本、関大本 (附箋箇所及び内容が愛媛本とほぼ一致) ↓ ③附箋訂正本(最終案。愛媛県立図書館本)

表3. 附箋訂正から見た『太平記演義』の成立過程

しかし、上の表3のBのように現存する『太平記演義』はこの先行研究に指摘されている以外にも、東京大学南葵文庫本・竜谷大学写字台文庫本・関西大学長沢文庫本が

確認できる。そこで改めてそれらの諸本の附箋の箇所を比較してみると、その成立過程がより複雑であったことが見えてくる。

箇所	【東京大学南葵 文庫本】	【内閣文庫本、 京大本】	【竜谷大学写字 台文庫本】	【①愛媛県立図 書館本、②関西 大学長沢文庫 本】
序二〇七行	無し(且能達 _下)	無し《三文字分 空白》	※二枚の附箋が 重なっている ・上の附箋 而長 _下 干 ・下の附箋 因得 _伝 《三文 字分空白》	而長 _下 干《三文 字分空白》
卷一十一ウ八行	無し(箭搭 _レ 弓)	無し(箭搭 _レ 弓)	弓搭 _レ 箭《無し》	弓搭 _レ 箭(箭搭 _レ 弓)
卷一十二オ四行	無し(己)	無し(己)	皆以《無し》	以(己)
卷一十二オ八行	無し(父子。)	無し(父子。)	四人(、、)。 (父子)	四人。(父 子。)
卷一十三オ五行	無し(未 _レ 及 _二 隄 防 _一 。且自放 心。)	無し(未 _レ 及 _二 隄 防 _一 。且自放心 ス。)	放 _二 下了心 _一 。 竟不 _二 隄防 _一 。 《確認不可能》	放 _二 下了心 _一 。 竟不 _二 隄防 _一 。 (①未 _レ 及 _二 隄防 _一 。且自放心 ス。)(②未 _レ 及 _二 隄防 _一 。且 自放心。
卷四七オ四行目	無し(銷)	飾(ノ) (銷)	飾(ノ)《確 認不可能》	①飾(ノ)・ ②飾(銷)
卷四七オ十一行	無し(壇自耀 _レ 武。統領 _二 十 万余騎甲兵 _一 。)	無し(壇自耀 _レ 武。統領 _二 十 万余騎甲兵 _一 。)	統領 _二 関東精銳 甲兵十万余騎 一。《確認不可	統率 _二 関東精銳 甲兵十万余騎 一。(壇自耀 _レ

			能》	武。統領 ^テ 十 ^シ 万 余 ^ノ 騎 ^ヲ 甲 ^ヲ 兵 ^一 。
--	--	--	----	---

表4. 『太平記演義』附箋とその記載内容（※丸括弧の中は附箋下の文字）

表4は全体で三十五箇所存在する附箋の箇所のうち、各々の諸本で状態の異なる箇所だけを示したものである。ここで注目されるのは、まず、東京大学南葵文庫本には、他の版本には削られて確認できない「序の二丁オモテ七行目」の附箋の下に諸本中唯一、（且つ能く達す）の三文字が残っており、また元々附箋も貼り付けされていないと思われ、初版に近いと想像されることである。また、竜谷大学写字台文庫本の特徴は、「序の二丁オモテ七行目」の附箋が二枚重ねて貼ってあることである。これは愛媛県立図書館本と附箋が貼られている箇所は一致しているのですが、附箋上に刷られた内容が異なるなど、愛媛県立図書館本とは異なる系統の版本と見做すべきであり、すると、第二案から第三案に移る前段階のものと思われる。

これらの附箋による訂正の内容をみると、その訂正は三十五箇所中、一箇所を除いたすべてが、「演義」に対してなされたものである。このことから冠山は「通俗」から「演義」へと翻訳を行った後に、物語の筋立てが大きく変わるわけではないにも関わらず、文字の入れ替えのレベルで何回も訂正を行っていることを想像させる。そして、こうした何度にもわたる白話文にたいする訂正とは対照的に、下段の「通俗」の附箋訂正箇所は一箇所にとどまっており、しかも上段の「演義」の附箋による訂正を、下段の「通俗」の内容に反映した例は存在しない。

このように冠山が「太平記通俗」の通俗文を綿密に訂正していかなかったのは、この『太平記演義』における冠山の目指した到達点が「太平記演義」の白話文であり、「太平記通俗」はそれに辿り着くための一つの通過点であったことを示すのではないだろうか。即ち、この附箋による訂正は下段の「通俗」をよりの確な白話文へと翻訳するための作業の過程を示したものと考えられる。

5. おわりに

以上、岡島冠山の『太平記演義』を、「太平記抜書」という、『太平記』受容の

見地から再検討してみた。

先行研究では底本を流布本『太平記』のみに限定し、それと異なる内容の箇所を『演義』を執筆する際の冠山による創作と判断しているが、諸本を参照すると、その改変は『参考太平記』の編者が諸本の比較や諸資料の校訂に基づいて記した注記の内容に拠っていることがわかる。

また、上段が白話文による「太平記演義」、下段が漢字片仮名交じり文による「太平記通俗」という二段構成の『演義』について、通説ではまず流布本『太平記』から上段の「演義」へと白話訳され、次いで「演義」から下段の「通俗」へと日本語訳されたと認識されてきた。しかし、諸本の修正箇所を中心に本文を検討すると、むしろ先に『参考太平記』を日本語文として抜書きすることで「通俗」が成立し、その後「通俗」から「演義」へと白話訳されたと解釈するのが適当であると考えられる。

【参考文献】

- 今井弘済・内藤貞顕編『参考太平記』、東京大学総合図書館南葵文庫蔵
上田美汀子(1949)「岡島冠山と太平記 — 近世文学交流の先駆」『桃源』4巻2号、pp.56-57.
岡島冠山(1719)『太平記演義』、東京大学総合図書館南葵文庫本
奥村佳代子(2003)「『太平記演義』の言葉 — 『太平記』翻訳に現れた白話観」『関西大学国文学会紀要』24、p.117.
加美宏(1985)「『太平記抜書』の類ノート」(『太平記享受史論考』所収、桜楓社、pp.278-312.
中村綾(2008)「『太平記演義』における冠山の訳解態度をめぐって」『江戸文学』38号、pp.72-73.
潟沼誠二(1972)「岡島冠山研究(三) — 「太平記演義」の位相一」『国語国文研究』49号、pp.42-54.

논문 투고 일자 : 2018. 11. 29.
논문 심사 일자 : 2019. 01. 31.
계재 확정 일자 : 2019. 02. 01.

 <要旨>

 『太平記演義』の底本と成立過程について
 — 「太平記抜書」としての性質に着目して

李忠濬

岡島冠山編『太平記演義』（享保四年刊、以下『演義』）について、従来の研究においては、『太平記』の演義小説化としてその特殊な翻訳営為にもつぱら注意が払われ考察されてきた。しかし、『演義』が基づいた『太平記』諸本の特定、ならびに『太平記』を抜粋し再編した『演義』の編纂形態の特徴といった『太平記』受容との関わりについてはほとんど言及されていない。本稿は、冠山が今井弘濟・内藤貞顕編『参考太平記』（元禄二年成立、同四年刊）を底本にして『演義』を編纂していることを明らかにしたものである。先行研究では底本を流布本『太平記』のみに限定し、それと異なる内容の箇所を『演義』を執筆する際の冠山による創作と判断しているが、諸本を参照すると、その改変は『参考太平記』の編者が諸本の比較や諸資料の校訂に基づいて記した注記の内容に拠っていることがわかる。また、上段が白話文による「太平記演義」（以下「演義」）、下段が漢字片仮名交り文による「太平記通俗」（以下「通俗」）という二段構成の『演義』について、通説ではまず流布本『太平記』から上段の「演義」へと白話訳され、次いで「演義」から下段の「通俗」へと日本語訳されたと認識されてきた。しかし、諸本の修正箇所を中心に本文を検討すると、むしろ先に『参考太平記』を日本語文として抜書きすることで「通俗」が成立し、その後「通俗」から「演義」へと白話訳されたと解釈するのが適当であると考えられる。

 On the Origin of “Taiheiki-engi” and the Process of its Formation
 – Focusing on the Character “Taiheiki-nukigaki”–

Lee, Chung-ho

In this article on the “Taiheiki-engi” (published in 1719, hereinafter referred to as “engi”) that was compiled by Okajima Kanzan, we will clarify that Kanzan compiled “engi” together with “Sanko-taiheiki” (created in 1689, published in 1691) that was compiled by Imai Hirosumi and Naito Sadaaki as an original. Preceding researchers have concluded that the original was limited to only Ruhubon “Taiheiki,” and other content was created by Kanzan when he wrote “engi.” However, if we refer to the different versions, we can see that the change in the contents was based on the content of the annotation of “Sanko-taiheiki” that was recorded by comparing the different versions and corrections of various materials by the compiler of “Sanko-taiheiki.” In addition, popular opinion up until now has thought that the “engi” was composed of two parts and the upper part of the “engi” was the “Taiheiki-engi” written in colloquial Chinese, and the lower part was the “Taiheiki-tsuzoku” written in Chinese characters mixed with katakana. It was recognized that the Ruhubon “Taiheiki” was translated into “Taiheiki” and written in colloquial Chinese in the upper part and in succession the “Taiheiki-engi” was translated into Japanese in the lower part of the “Taiheiki-tsuzoku.” However, if we review the main text of the corrected parts of the different versions, it can be demonstrated that the interpretation is valid, which means that “Sanko-taiheiki” was extracted into Japanese text and “Taiheiki-tsuzoku” came into existence and subsequently, “Taiheiki-tsuzoku” was translated into colloquial Chinese as the “Taiheiki-engi.”